

第45回臨時会

伊方町議会会議録

平成29年 8月 24日開会

伊方町議会

第45回伊方町議会臨時会会議録

招集年月日	平成29年8月24日	
招集の場所	伊方庁舎4階議場	
開会（開議）	8月24日 10時00分宣告	
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 竹内 一則 5番 清家慎太郎 6番 福島 大朝 7番 菊池 隼人 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 山本 吉昭	
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員に同じ	
欠席議員	なし	
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 嘉起 書記 岩村 寿彦 書記 矢野 喜久 書記 松下 洋二	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 阿部 一寿 総 務 課 長 鶴久森伸吾 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 中田 克也 保 健 福 祉 課 長 坂本 明仁 建 設 課 長 寺谷 哲也 産 業 課 長 兵頭 達也 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 大野 信幸 上 下 水 道 課 長 小野瀬博幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加 教育委員会事務局長 大野 金能 中 央 公 民 館 長 中田 信幸	
町長提出議案の項目	報告第4号 寄附採納について 議案第64号 町道豊之浦地区内1号線道路新設工事請負契約の締結について 議案第65号 九丁漁港海岸保全施設整備事業請負契約の締結について 議案第66号 町道湊浦奥線道路改良工事請負契約の締結について 議案第67号 消防ポンプ自動車の取得について 議案第68号 塵芥収集車の取得について	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	伊方発電所1号炉の廃止措置計画の妥当性について	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 (会議規則第21条)	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第127条)	
	5番 清家 慎太郎 議員	6番 福島 大朝 議員

伊方町議会第45回臨時会議事日程

平成29年8月24日(木)
午前10時00分 開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

日程 第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

〃 第 3 寄附採納について (報告第4号)

〃 第 4 町道豊之浦地区内1号線道路新設工事請負契約の締結について
(議案第64号)

〃 第 5 九丁漁港海岸保全施設整備事業請負契約の締結について
(議案第65号)

〃 第 6 町道湊浦奥線道路改良工事請負契約の締結について
(議案第66号)

〃 第 7 消防ポンプ自動車の取得について
(議案第67号)

〃 第 8 塵芥収集車の取得について
(議案第68号)

1 閉会宣告

開会宣告（10時00分）

○議長（山本吉昭） おはようございます。

これより、伊方町議会第45回臨時会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。

町長招集挨拶

○議長（山本吉昭） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。

本日、ここに伊方町議会第45回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

また、議員の皆様方には、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、今臨時会に提案する案件でございますが、寄附採納の報告が1件、工事請負契約の締結に関する議案が3件、及び、財産の取得に関する議案が2件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、ご審議のうえ適切にご決定賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、招集の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

議事日程報告

○議長（山本吉昭） 議事日程報告を行います。

本日の議事日程は、お手許に配布してあるとおりであります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山本吉昭） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 清家慎太郎議員、6番 福島大朝議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（山本吉昭） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、1 日と決定いたしました。

報告第 4 号

○議長（山本吉昭） 日程第 3「寄附採納について」報告第 4 号を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（山本吉昭） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第 4 号 寄附採納について、ご報告させていただきます。

伊方町川之浜 1147 番地 1、福島産業有限会社より伊方町の地域振興に資する事業のために役立てて欲しいと、1 千万円の寄附の申出があり、平成 29 年 6 月 26 日に採納しましたので、そのご厚意に対し深甚なる敬意と感謝の意を表し、ご報告するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） 報告事項であります。質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。以上で、報告第 4 号「寄附採納について」を閉じます。

議案第 64 号

○議長（山本吉昭） 日程第 4「町道豊之浦地区内 1 号線道路新設工事請負契約の締結について」議案第 64 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 64 号 町道豊之浦地区内 1 号線道路新設工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、豊之浦地区集落内部のアクセス改善を目的に新設道路として延長 386m を計画し継続で実施しているものです。

今回の工事概要は、全体計画の内 146.8m 区間の道路新設として、1,020 m²の掘削を行い、ブロック積擁壁工 271 m²、大型ブロック積擁壁工 149 m²、舗装工 1,367 m²など、別紙図面の赤色で塗りつぶした部分のとおり実施するものです。

去る 7 月 27 日に制限付一般競争入札を実施した結果、有限会社堀保組が、5,594 万 4 千円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、平成 30 年 3 月 15 日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なし

しと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 64 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号「町道豊之浦地区内 1 号線道路新設工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 65 号

○議長（山本吉昭） 日程第5「九丁漁港海岸保全施設整備事業請負契約の締結について」議案第 65号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 65 号 九丁漁港海岸保全施設整備事業請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本事業は、高潮・波浪による被害から海岸を防護するため護岸を改良し、国土を保全するとともに、背後の民生の安定と財産の確保に資することを目的に、護岸改良 287mを平成 23 年度より継続で実施しています。

本工事の概要は、消波ブロック 159 個の製作、及び、昨年度製作済ブロックを含み 169 個の据付、護岸、水叩き部の舗装工 665 m²、排水溝 209mの整備など、別紙図面の赤色で塗りつぶした部分のとおり 226.7m区間を施行し、事業の完成を図るものでございます。

去る 7 月 27 日制限付き一般競争入札を実施した結果、有限会社竹場建設が 5,356 万 8 千円で落札したものであります。

なお、工期につきましては、平成 30 年 3 月 9 日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 65 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号「九丁漁港海岸保全施設整備事業請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 66 号

○議長（山本吉昭） 日程第 6「町道湊浦奥線道路改良工事請負契約の締結について」議案第 66 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（山本吉昭） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 66 号 町道湊浦奥線道路改良工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本路線は、役場前交差点から九町清水橋交差点までの宇和海側を走る、全長約 6.5 km の町道で、集落間を接続する主要幹線であり、主要物資の運搬及び地域防災計画の避難路に位置づけられている重要な生活道路であります。随所に線形不良、幅員狭小により通行に支障を来している道路であります。

これらを解消するため今回計画いたしました改良区間は、伊方斎場入口付近より町民グラウンド側に向け 200m の区間で、平成 28 年度にて 100m 区間の工事が完了しており、本年度において残りの 100m 区間の工事を実施し、工区全体を完成させるものであります。

今回の工事概要は、1,747m³ の掘削、4,363 m³ の盛土を行い、帯鋼補強土擁壁 55m、重力式擁壁 20m、排水工 90m、舗装工 764 m² など、別紙図面の赤色で塗りつぶした部分のとおり実施するものです。

去る 8 月 10 日に制限付一般競争入札を実施した結果、田中建設有限会社が、6,674 万 4 千円で落札したものでございます。

なお、工期につきましては、平成 30 年 3 月 20 日を予定しています。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 66 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号「町道湊浦奥線道路改良工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 67 号

○議長（山本吉昭） 日程第 7「消防ポンプ自動車の取得について」議案第 67 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務課長（鶴久森伸吾） 議長

○議長（山本吉昭） 総務課長

○総務課長（鶴久森伸吾） 議案第 67 号 消防ポンプ自動車の取得について提案理由をご説明いたします。本物品、消防ポンプ自動車については、伊方町消防団大久分団 1 部、大久地区の消防ポンプ自動車が購入から 20 年経過し、老朽化したことから更新を行うものでございます。

設備の概要としましては、型式は、CD-I 型消防ポンプ自動車、消防専用シャシによるポンプ性能、A2 級の仕様としております。

去る、8 月 10 日に制限付一般競争入札を実施した結果、有限会社 愛媛芝浦ポンプ商会が 1,487 万 1,600 円で落札いたしましたものでございます。なお、納期については、平成 30 年 3 月 2 日を予定しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 67 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号「消防ポンプ自動車の取得について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 68 号

○議長（山本吉昭） 日程第 8「塵芥収集車の取得について」議案第 68 号を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町民課長（中田克也） 議長

○議長（吉谷友一） 町民課長

○町民課長（中田克也） 議案第 68 号 塵芥収集車の取得について提案理由をご説明いたします。

伊方地域及び三崎地域で使用している塵芥収集車 2 台が購入から多年が経過し故障も多いことから更新を行うものでございます。

概要としましては、車両総重量 8t 未満、最大積載量 3t 以上、積み込み方式は回転板式、排出方式はダンプ式の仕様といたしております。

去る、8 月 10 日に指名競争入札を実施した結果、有限会社松田モータースが 1,211 万 6,520 円で落札いたしましたものでございます。なお、納期については、平成 30 年 3 月 20 日を予定しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本吉昭） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより、議案第 68 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号「塵芥収集車の取得について」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は、呼鈴でもってお知らせいたします。原子力発電特別委員長から、当委員会の招集通知がきております。原子力発電対策特別委員会委員の皆様は、直ちに全員協議会室にお集まりください。

休憩 10 時 18 分

再開 10 時 50 分

追加日程第 1

○議長（山本吉昭） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りします。原子力発電対策特別委員会に付託しておりました「四国電力伊方発電所1号炉の廃止措置計画の妥当性についての調査」は、会議規則第77条の規定により委員会調査報告書が提出されましたので、同規則第40条の規定により、この報告を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、「四国電力伊方発電所1号炉の廃止措置計画の妥当性についての調査報告」を日程に追加し、追加日程第1として議題といたします。原子力発電対策委員会委員長の報告を求めます。

○原子力発電対策特別委員会委員長（菊池隼人） 議長

○議長（山本吉昭） 菊池隼人原子力発電対策特別委員会委員長

○原子力発電対策特別委員会委員長（菊池隼人） それでは、第 49 回定例会において原子力発電対策特別委員会に付託されました「伊方発電所 1 号炉の廃止措置計画の妥当性についての調査計画」を報告いたします。

まず、調査の経過につきましては、本委員会は、平成 29 年 6 月 20 日に付託されて以降、伊方発電所の現地調査をはじめ、原子力規制庁及び四国電力株式会社に対し実施した説明聴取を踏まえ、幅広く検討した。

次に、調査の結果であります、1 点目の「核燃料物質の管理及び譲り渡し」につきましては、新燃料については、1 号炉内の新燃料貯蔵設備又は、使用済燃料貯蔵設備に貯蔵することとされており、使用済燃料については、1 号炉内の使用済燃料貯蔵設備又は、これまでも実績がある 3 号炉内の使用済燃料貯蔵設備に貯蔵することとされており、核燃料物質の貯蔵及び譲渡しについては、臨界防止、燃料落下防止、水位・漏えい監視の冷却・浄化及び給水機能を有する設備を維持管理するうえでの適切な措置を講じることとされており、さらに新燃料は、第 2 段階開始までに許可を有する加工事業者へ譲り渡すこととされており、使用済燃料は廃止措置が終了するまでに再処理事業者へ譲り渡すこととされており、

2点目の「核燃料物質による汚染の除去」につきましては、核燃料物質の汚染の除去については、放射線業務従事者の被ばく線量、除染効果、放射性廃棄物の発生量等の観点から、機械的方法又は化学的方法を効果的に組み合わせて行うことにより、時間的減衰や効果的な除染を行い、設備を解体撤去する際の放射線業務従事者の放射線被ばくをできる限り低くしていることや、第1段階の除染結果を反映し、評価の見直しを行い、第2段階以降の除染方法を検討することとされております。

3点目の「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄」につきましては、第1段階に放出される放射性廃棄物のうち、気体廃棄物については、放出の際には、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、線量告示に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにするため、排気中の放射性物質の濃度を排気モニタによって監視し、適切に処理及び廃棄を実施することとされております。液体廃棄物については、原子炉運転中と同様に処理し、放射性物質の濃度を測定・確認して管理放出することや、排水中の放射性物質濃度が線量告示に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにするとともに、放出管理目標値を設定しこれを超えないよう努めることとされております。固体廃棄物については、廃棄物の飛散、汚染の拡大及び放射線による被ばくを防止できるよう適切に管理のうえ、放射能レベルごとに区分し、区分に応じて適切に貯蔵又は保管し、廃棄事業者の廃棄施設に廃棄するとしており、第1段階に発生する放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類、性状等に応じた区分管理を行い、減容処理等を行うことで発生量をできる限り低減し、固体廃棄物貯蔵庫等の保管容量を超えないように管理することとされております。

なお、第2段階以降においても、変更申請に基づく具体的な審査を実施することとされております。

4点目の「保安検査」につきましては、原子力規制庁は、四国電力株式会社に対し、保安規定を順守し、保安活動が行われていることについて、年4回の保安検査を実施し、トラブル等が発生した場合も適切に対応することとされております。

5点目の、「町民への広報」につきましては、規制庁においては、保安検査の結果等も含め必要な情報をホームページ等で発信し、四国電力株式会社においては、節目節目で町民に対しできるだけ分かりやすい形で、広報活動を実施することとされております。

以上のことを踏まえ、原子力発電対策特別委員会は、現時点における伊方発電所1号炉の廃止措置計画については、全会一致でこれを妥当とすることに同意しましたので、ここに報告いたします。

○議長（山本吉昭） お諮りいたします。只今の報告につきましては、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略いたします。お諮りします。本件は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって「四国電力伊方発電所1号炉の廃止措置計画の妥当性についての調査報告」については、委員長報告のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長（山本吉昭） これで、本日の日程はすべて終了いたしました。会議を閉じます。

閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（山本吉昭） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会におきましては、全議案に対し適切なるご承認を賜りまして、無事終了いたしました。誠にありがとうございました。

また、伊方発電所1号機廃止措置計画につきましては、本日の議会の皆様のご意見、先般開催されました町の環境監視委員会のご意見等を踏まえまして、今後町としての最終判断を行いたいと考えております。

本日の臨時議会が滞りなく終了いたしましたことに、重ねてお礼を申し上げますとともに、まだまだ暑い日が続きます。健康に十分ご留意をいただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶いたします。誠にありがとうございました。

○議長（山本吉昭） これをもちまして、伊方町議会第45回臨時会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

閉会時間 10時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員